

ころにおいて、歩道除雪の充実、消融雪施設等の冬期バリアフリー対策を実施した。

(オ) 道路交通環境の整備

高齢者が安心して自動車を運転し外出できるよう、生活道路における交通規制の見直し、付加車線の整備、道路照明の増設、道路標識の高輝度化・大型化、道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、「道の駅」等の簡易パーキングエリア、高齢運転者等専用駐車区間の整備等、道路交通環境の整備を実施した。

(カ) バリアフリーのためのソフト面の取組

国民一人ひとりがバリアフリーについての理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成し、誰もが高齢者等に対し、自然に快くサポートできるよう、高齢者等の介助体験・擬似体験等を内容とする「バリアフリー教室」の開催や目の不自由な方への声かけや列車内での利用者のマナー向上を図る「ひと声マナー」キャンペーンといった啓発活動等ソフト面での取組を推進している。

ユニバーサル社会に向けて、高齢者や障害者を始め、誰もが積極的に活動できるバリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進することが重要である。そのため外部有識者等の意見の活用や現地での実証実験によりICT（情報通信技術）を活用した歩行者移動支援を推進した。特に平成25年度は、歩行者移動支援サービスのベースとなる歩行空間ネットワークデータを安価で整備するための簡易計測手法の検討などの技術開発や地方公共団体等が導入を検討できるガイドラインの作成を行った。

ウ 建築物・公共施設等の改善

バリアフリー法に基づき、建築物のバリアフ

リー化を引き続き推進するとともに、同法に基づく認定を受けた優良な建築物（認定特定建築物）のうち一定のものの整備に対して支援措置を講じることにより、高齢者・障害者等が円滑に移動等できる建築物の整備を促進している（図2-2-17、図2-2-18）。

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、高齢者等すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるよう、窓口業務を行う事務室の出入口の自動ドア化、多機能トイレの設置等による高度なバリアフリー化を目指した整備を推進している。

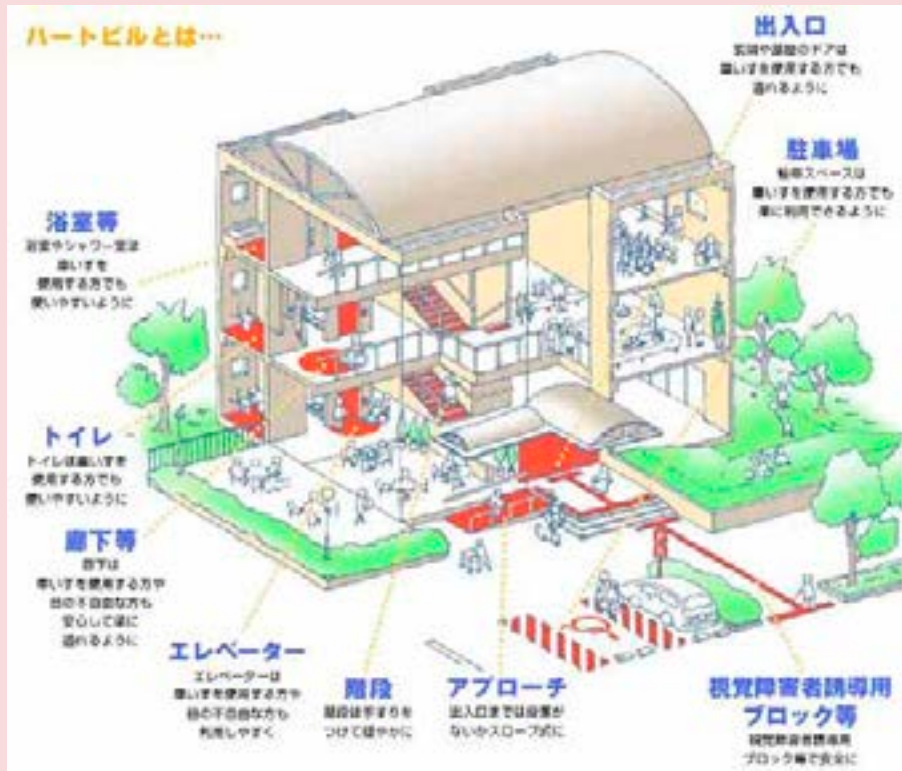
社会資本整備総合交付金等の活用によって、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進している。また、都市公園については、バリアフリー法に基づく基準等により、主要な園路の段差の解消、車いすでも利用可能な駐車場やトイレの設置など、公園施設のバリアフリー化を推進している。

(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護 ア 交通安全の確保

平成25年中の交通事故死者数のうち、高齢者の占める割合は半数以上となっており、今後、高齢化が更に進むことを踏まえると、高齢者の交通安全対策は重点的に取り組むべき課題である。

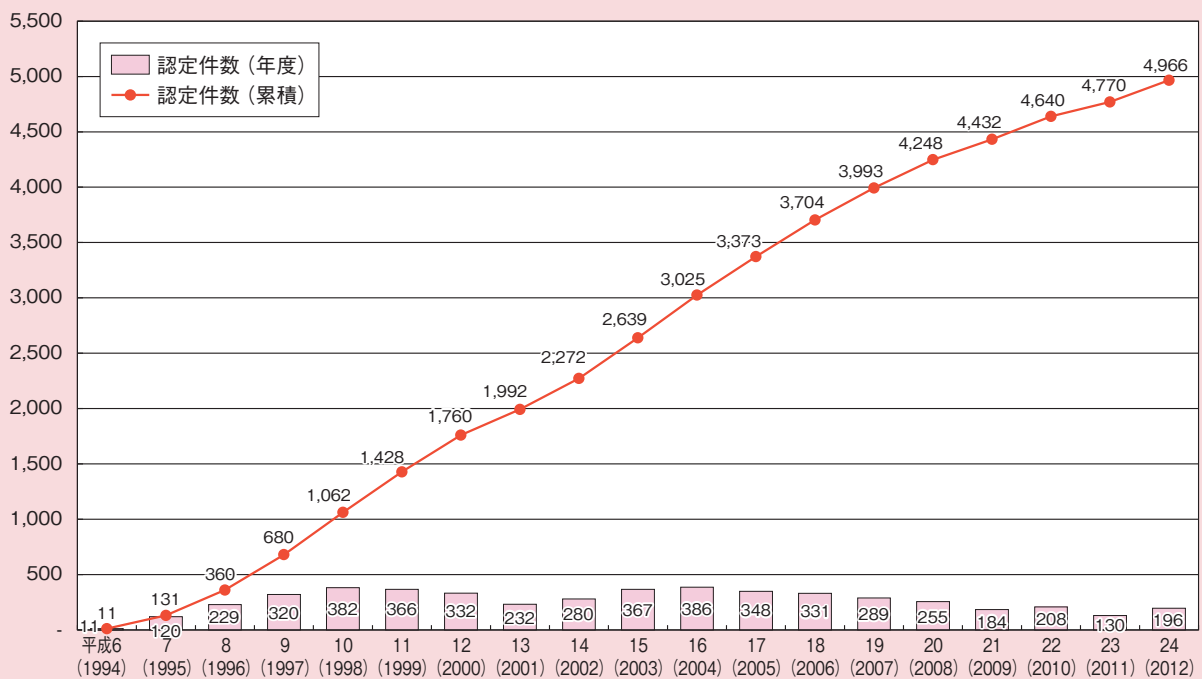
高齢者にとって安全で安心な交通社会の形成を図るため、平成23年3月に中央交通安全対策会議で決定した「第9次交通安全基本計画」（計画期間：平成23～27年度）等に基づき、①生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備、②参加・体験・実践型の交通安全教育、③交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を対象とした家庭訪問による個別指導、④シルバリーリーダー（高齢者交通安全指導員）を対

図2-2-17 バリアフリー化された建築物のイメージ



資料：国土交通省

図2-2-18 バリアフリー法に基づく認定実績



資料：国土交通省

象とした交通安全教育、⑤高齢運転者対策等の交通安全対策を実施した。

また、高齢者の歩行中・自転車乗用中の交通事故を減少させるため、高齢者による高齢者のための交通安全教育を実施することで受講者の共感・理解が一層促進されると考えられることから、高齢者を交通安全教育のためのシニア・リーダーとして育成する歩行者・自転車乗用者の交通安全教育のためのシニア・リーダー育成モデル事業を行った。

さらに、歩行中及び自転車乗車中の交通事故死者に占める高齢者の割合が高いことを踏まえ、高齢者、歩行者、自転車事故の削減に向けて、歩行者、自転車事故が多発する交差点等での対策の重点化や、歩行者、自転車、自動車が適切に分離された空間の整備を図った。

イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

(ア) 犯罪からの保護

高齢者が犯罪や事故に遭わないよう、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、困りごとや要望、意見等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行ったほか、認知症等によってはいかいする高齢者を発見、保護する体制づくりを関係機関等と協力して推進した。

振り込め詐欺については、特に高齢者の被害が多いオレオレ詐欺等に重点指向した取締活動を強化するとともに、高齢者への複線的な広報啓発活動、関係機関等と連携した官民一体となった予防活動を推進した。このほか、東日本大震災に絡み、震災に便乗した詐欺が依然として発生していることから、引き続き注意を呼び掛けるとともに、取締活動を推進した。

さらに、高齢者をねらう悪質商法等の取締りを推進するとともに、口座凍結等の被害拡大防

止対策、悪質商法等からの被害防止に関する広報・啓発及び悪質商法等に関する相談活動を行った。

また、振り込め詐欺や利殖勧誘事犯の犯行グループは、被害者や被害者になり得る者等が登載された、いわゆる「闇の名簿」を利用している。当該名簿登載者の多くは高齢者であり、今後更なる被害に遭う可能性が高いと考えられるため、捜査の過程で警察が入手したこれらの名簿をデータ化し、都道府県警察が委託したオペレーターがこれを基に電話による注意喚起を行うなどの被害防止対策を実施した。

加えて、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していく状況を踏まえ、市民を含めた後見人等を確保できる体制を整備・強化する必要があることから、平成24年度に引き続き、市町村において地域住民で成年後見に携わろうとする者に対する研修や後見活動が行われるよう支援した。

(イ) 人権侵害からの保護

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）に基づき、養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待の状況について、平成24年度に引き続き必要な調査等を実施し、各都道府県・市町村における虐待の実態・対応状況の把握に努めるとともに、高齢者に対する虐待の防止等の取組が推進されるよう必要な支援を行った。

なお、支援を必要とする高齢者の実態把握や虐待への対応など、高齢者の権利擁護や総合相談窓口の業務を円滑に行うことができるよう、各市町村に設置された「地域包括支援センター」の職員に対する研修については、引き続き実施した。

法務局・地方法務局等において、高齢者の人権問題に関する相談に応じるとともに、家庭や高齢者施設等における虐待等、高齢者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、その結果を踏まえ、事案に応じた適切な措置を講じるなどして、被害の救済及び人権尊重思想の普及高揚に努めている。平成25年度においても、引き続き高齢者施設等の社会福祉施設において入所者等及び家族が気軽に相談できるよう、特設相談所を開設するほか、全国一斉の「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を設け、電話相談の受付時間を延長するとともに、休日も相談に応じるなど、相談体制の強化を図った。

(ウ) 悪質商法からの保護

高齢者を狙った特殊詐欺（振り込め詐欺等）などを未然に防止するため、政府広報として、昨年引き続き平成25年9月から「『高齢者の消費者トラブル未然防止』啓発キャンペーン」を実施し、被害の未然防止に向けた啓発と相談窓口の周知に取り組んだ。

また、高齢者被害の掘り起こしと注意喚起を目的に「ねらわれてます高齢者 悪質商法110番」を9月に実施した。

高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止のため、消費者の不安を払拭し、安全・安心を確保するためにとりまとめられた「消費者安心戦略」のうち「消費者安全・安心対策」の中で、トラブルに遭うリスクの高い消費者（高齢者等）を見守る「地域ネットワーク」の構築や啓発活動等を推進することとした。

この「地域ネットワーク」の重要性について、「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」（平成25年8月6日消費者委員会）を踏

まえ、消費者の安全・安心確保のための「地域体制の在り方」に関する意見交換会を開催し、報告書を取りまとめた。さらにこれを踏まえ、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案を第186回通常国会へ提出した。

高齢者の周りの人々による見守りの強化の一環として、高齢者団体のほか障害者団体、行政機関等を構成員とする「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」を平成25年6月に開催し、「高齢者、障害者の消費者トラブル防止のため積極的な情報発信を行う」「多様な主体が緊密に連携して、消費者トラブルの防止や「見守り」に取り組む」等を申し合わせた。その後、同年12月に開催した同協議会において、申し合わせ事項についてフォローアップ状況を報告した。

加えて、高齢者に対する悪質商法による二次被害を防止するため、地方自治体と連携しながら、①定期的な電話による見守り、②協力を希望する高齢者宅への通話録音装置の配置による情報や証拠の収集にモデル事業として取り組み、被害防止と法執行強化の効果を実証的に把握し、その成果を地方自治体向けガイドラインとして取りまとめた。

また、全国各地からの要請を元に「消費者問題出前講座」を実施したほか、消費者側の視点から注意点を簡潔にまとめたメールマガジン「見守り新鮮情報」を月2回程度高齢者や高齢者を支援する民生委員や介護関係者等に向けて配信した。

平成24年度以降、高齢者等に対して担保価値のない物品を質に取り、実際には年金等を担保として違法な高金利で貸付けを行ういわゆる「偽装質屋」に関する消費生活相談が増加したことから、こうした偽装質屋からの借入を行わないよう、広く国民へ注意喚起を行った（平成

25年6月3日)。

消費者基本法（昭和43年5月30日法律第78号）に基づき取りまとめた「平成24年度消費者政策の実施の状況」（平成25年版消費者白書）において、高齢者の消費者トラブルを特集とし、広く国民や関係団体等に情報提供を行った。

消費者安全法については、「多数消費者財産被害事態」が発生し、他の法律で対応できない「隙間事案」である場合に、不当な取引を行う事業者に対する行政措置をとることができることを内容とした改正法が平成25年4月1日に施行された。

消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害の回復を容易にするため、特定適格消費者団体が消費者に代わって損害賠償等の請求に関する訴訟を提起することができるようにするための「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」を平成25年4月に第183回通常国会に提出した。同法案は、同年12月に成立し、公布された。成立後は、施行（公布の日から3年を超えない範囲内で政令で定める日）に向けた準備（政令、内閣府令、ガイドラインの策定に向けた作業）及び制度の周知活動を行った。

ウ 防災施策の推進

病院、老人ホーム等の災害時要援護者関連施設を守る土砂災害防止施設の整備、激甚な水害、土砂災害を受けた場合の再度災害防止等を図った。さらに、災害時における高齢者等災害時要援護者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、「水防法」（昭和24年法律第193号）及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区

域内の高齢者等災害時要援護者が利用する施設への洪水予報又は土砂災害警戒情報等の伝達方法を定めることを推進した。また、土砂災害防止対策基本指針に基づき災害時要援護者の避難支援体制の強化を図るとともに、「土砂災害警戒避難ガイドライン」（平成19年4月）（国土交通省砂防部）により市町村の警戒避難体制の準備が円滑に行えるように引き続き支援を行った。あわせて、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊等が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域）における災害時要援護者関連施設の建築の許可制等を通じて高齢者等の安全が確保されるよう、基礎調査や区域指定の促進等に関する支援を実施した。

住宅火災で亡くなる高齢者等の低減を図るため、春・秋の全国火災予防運動を通じて「高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進」等を重点に地域が一体となって、住宅用火災警報器等の設置対策や防災品の普及促進を含めた総合的な住宅防火対策を推進するとともに、「敬老の日に「火の用心」の贈り物」をキャッチフレーズとする「住宅防火・防災キャンペーン」を実施し、高齢者等に対して住宅用火災警報器等の普及促進を図った。

また、高齢者が安心して生活を営み、社会参加ができるよう、火災に対する安全性を効果的に確保するため、ユニバーサルデザイン等の観点を取り入れた消防用設備・機器等の導入・普及方策等の検討を進めた。

現行の消防法令では火災警報は音によるものとされ、音以外の警報装置は、その導入・普及がほとんど進んでいない状況であるため、火災警報を高齢者・障害者に的確に伝える装置の円

滑な導入に向けて、公共的な施設をモデルとして、光による警報装置を設置し、効果的な設置・維持管理方法について検討を行った。

市町村における災害時要援護者の避難支援対策の取組状況を調査するとともに、先進的取組事例を紹介するなどして、市町村における災害時要援護者の避難支援対策の取組を促進した。

情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により防災行政無線による放送（音声）のみならず、携帯メール等多様な手段を自動起動するための整備を促進した。

山地災害からの生命の安全を確保するため、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設が隣接している山地災害危険地区等について、治山施設の設置や荒廃した森林の整備等を計画的に実施した。

平成25年6月の災害対策基本法改正において、高齢者や障害者、乳幼児などの防災上の施策において配慮を要する者のうち災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿として「避難行動要支援者名簿」の作成を市町村長に義務付けるとともに、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報共有するための制度を設けた。

あわせて、上記法改正を受けた事務に係る取組方法の指針として、市町村向けに「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を策定・公表した。

法改正においては、避難所における生活環境の整備等に関する努力義務規定も設けられ、そのような、取組を進める上で参考となるよう、主に市町村向けに、避難所運営に当たって高齢者を含む避難者の支援に関して留意すべき点等も盛り込んで、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定・公表し

た。

なお、平成25年10月から11月にかけて全国9か所で開催したブロック会議において、市町村の防災担当者や福祉担当者を対象として両取組指針の内容を説明するとともに、先進的な取組事例も合わせて紹介するなど、周知徹底を図った。

エ 東日本大震災への対応

東日本大震災に対応して、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を活用し、日常生活圏域で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、被災市町村が策定する復興計画等に基づき実施される、①小規模の特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム等に加え、在宅サービス等を行う拠点の整備等や、②長期化する避難生活による高齢者等の日常生活を支えるため、当面必要となる、介護等のサポート拠点（応急仮設住宅での総合相談、高齢者等の活動支援等を包括的に提供）の整備等に係る事業に対して財政支援を行った。

あわせて、介護保険において、被災者を経済的に支援する観点から、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等（警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）として指定された4つの区域等であり、既に解除・再編された場合も含む。）の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の減免を行った保険者に対する財政支援を1年間延長した。なお、避難指示区域等以外の住民については、保険者の判断により、引き続き利用者負担等の減免措置を行った場合は、特別調整交付金を活用して、財政の負担が著しい場合に減免額の一定の額について財政支援を行っている。

日本司法支援センター（法テラス）では、平成24年度に引き続き、震災に起因する法的トラブルを抱え、経済的・精神的に不安定な状況に陥っている被災者を支援するため、震災以降の取組を継続し、「震災 法テラスダイヤル」（フリーダイヤル）や被災地出張所における業務の適切な運用を行うなど、生活再建に役立つ法制度などの情報提供及び民事法律扶助を実施した。

被災地出張所は、弁護士のいる都市部への移動が困難な高齢者を始めとする被災者に対する法的支援の拠点として、平成24年度までに7か所（岩手県2か所、宮城県3か所、福島県2か所）設置されたが、上記の業務に加えて、出張所に来所することが困難な被災者のために、車内で相談対応可能な自動車を利用した仮設住宅等での巡回相談も実施した。

また、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年4月1日施行）に基づき、東日本大震災法律援助事業（東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に23年3月11日において住所等を有していた者の東日本大震災に起因する紛争について、その者の資力状況にかかわらず、訴訟代理、書類作成、法律相談等に係る援助を行う業務）を実施した。

（4）快適で活力に満ちた生活環境の形成

ア 快適な都市環境の形成

誰もが身近に自然とふれあえる快適な環境の形成を図るため、歩いていける範囲の身近な公園を始めとした都市公園等の計画的な整備を行っている。

また、良好な水辺空間の整備を行うことにより、河川等は、高齢者にとって憩いと交流の場

を提供する役割を果たしている。

イ 活力ある農山漁村の形成

「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月閣議決定）を踏まえ、農村高齢者がいきいきと活躍できる環境づくりのため、農村の高齢者が、農業に関する豊富な知識や技術、経験を活かし、新規就農者など地域の農業者等の育成や技術指導を行う取組を支援するとともに、高齢者活動支援施設等の整備を実施した。

また、集落が市町村、NPO法人等多様な主体と連携を行い、農山漁村の持つ豊かな自然と「食」を健康等に活用する取組を支援した。さらに、社会福祉法人等が高齢者のデイサービスの一環として利用する農園の整備や、高齢者を対象とした生きがい農園の整備を実施した。

農山漁村の健全な発展と活性化を図るため、農山漁村地域の農林水産業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を推進し、都市にも開かれた美しくゆとりある農山漁村空間の創出を図った。

また、高齢者が安心して活動し、暮らせるよう、農山漁村における農業施設等のバリアフリー化等を推進した。高齢者等による農作業中の事故が多い実態を踏まえ、地域ぐるみでの農作業安全活動を実践する体制の整備を図るとともに、高齢農業者の安全意識を高めるため、農作業安全の全国運動の実施や啓発方法の検討を行った。

さらに、近年、高齢化の進展や食料品小売店・飲食店数の減少等社会・経済構造の変化によって、中山間地域はもとより都市部においても、住民に食料品の購入や飲食に不便や困難をもたらす「食料品アクセス問題」が発生してお